

# 離婚

## 1 協議離婚

### 届出期間・・・

届出した日から効力発生

### 届けるところ・・・

夫又は妻の本籍地、住所地、所在地のうちいずれかの市区町村役場

### 届ける人・・・

夫及び妻（成年者の承認 2 人以上が必要）

### 届出に必要なもの・・・

1. 離婚届書（成人 2 名の証人の署名、押印が必要です。）
2. 夫と妻別々の印鑑
3. 戸籍謄本（伊仙町に本籍のない方）
4. 窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）  
\* [本人確認書類法務省外部リンク](#)
5. マイナンバーカード又は通知カード（届出により氏変更される方）  
\* 氏変更の記載を行います。

## 2 裁判離婚

### 届出期間・・・

離婚の調停成立または裁判確定の日を含めて 10 日以内に離婚届を出してください。

### 届けるところ・・・

夫又は妻の本籍地、住所地、所在地のうちいずれかの市区町村役場

### 届ける人・・・

申立人

### 届出に必要なもの・・・

1. 離婚届書
2. 調停調書の謄本または審判書・判決の謄本と確定証明書
3. 申立人の印鑑
4. 戸籍謄本（伊仙町に本籍のない方）
5. 窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）  
\* [本人確認書類法務省外部リンク](#)
6. マイナンバーカード又は通知カード（届出により氏変更される方）  
\* 氏変更の裏書を行います。